

## **第1章 総則**

### **第1 目的**

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「政令」という。）、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「省令」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「危政令」という。）、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危省令」という。）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「危険物告示」という。）、館林地区消防組合火災予防条例（昭和 45 年館林地区消防組合条例第 16 号。以下「条例」という。）、館林地区消防組合火災予防条例施行規則（昭和 50 年館林地区消防組合規則第 1 号。以下「条例規則」という。）及び館林地区消防組合危険物規制規則（令和 3 年館林地区消防組合規則第 13 号。以下「危規則」という。）に定める標準的な危険物規制事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### **第2 用語**

この基準における用語の意義は、法、政令、省令、危政令、危省令、危険物告示、条例、予防規則、危規則、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の例による。

### 第3 凡例

法令名等の略称は、下表による。

番号	略称	法令名等
1	法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
2	令	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
3	規則	消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
4	危政令	危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
5	危省令	危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
6	危険物告示	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）
7	手数料条例	館林地区消防組合消防手数料条例（平成 12 年館林地区消防組合条例第 1 号）
8	条例	館林地区消防組合火災予防条例（昭和 45 年館林地区消防組合条例第 16 号）
9	条例規則	館林地区消防組合火災予防条例施行規則（昭和 50 年館林地区消防組合規則第 1 号）
10	危規則	館林地区消防組合危険物規制規則（令和 3 年館林地区消防組合規則第 13 号）
11	建基法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
12	建基令	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
13	J I S	日本産業規格
14	( )	関係通達（ 国 ）
15	(★)	国の通知等により運用が明確にされていないため、本組合の標準として規定したもの及び安全性を高めるため本組合の標準として規定したもの。 標準であるため、同等以上の安全性が資料等により確認できる場合は標準によらないことができる。